

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

なお、指定図面は、佐賀県農林水産部農山漁村課及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 15 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

指定を変更する市町	変更理由	変更後の農業振興地域の区域の範囲
多久市	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域の拡大	次の区域を除いた区域 1 都市計画法に基づく用途地域 2 ゴルフ場敷地 3 規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のために利用すべき土地